

地域相談支援給付

サービス種類	サービス内容及び利用要件
地域移行支援	【内容】住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
	【対象者】障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方
地域定着支援	【内容】常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等の支援を行う。
	【対象者】 ①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方 ②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方